

情報提供の根拠・住民基本台帳法との関係

自衛官等募集事務は、自衛隊法第 97 条第 1 項に基づく市町村の法定受託事務と定められています。

防衛省と総務省から、自衛官等の募集に関し必要となる情報に関する資料の提出は、自衛隊法施行令第 120 条の規定に基づき防衛大臣が市区町村の長に対し求めることができること、募集に関し必要な資料として住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないことが通知されています。

- [自衛隊法（抜粋）（PDF：38KB）](#)
- [自衛隊法施行令（抜粋）（PDF：41KB）](#)

個人情報の適正な管理

嘉島町が自衛隊へ提供する募集対象者の情報は、自衛隊で施錠可能な場所での保管、目的外利用の禁止、利用期間経過後は

裁断する等を徹底し、個人情報の漏洩が発生しないよう適切に管理されています。

自衛隊への情報提供を希望しない人へ

自衛官等募集に係る対象者情報の提供は法令等の根拠に基づく提供ですが、自衛隊への自己の個人情報の提供を望まない場合は、ご本人等が除外申請の手続きをすることにより、自衛隊へ提供する情報から申請があった対象者の情報を除外します。

対象者

嘉島町に住民登録している当該年度 18 歳になる人

嘉島町に住民登録している当該年度 22 歳になる人

受付期間

毎年度 4 月 1 日から 4 月末まで（必着）

（その日が土曜日、日曜日または国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その日の直前の休日でない日）

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

提出方法

持参または郵送

提出先

嘉島町役場総務課危機管理係

提出書類

申請の際に次の書類を提示してください。提示された書類は
複写いたします。

対象者本人	<ol style="list-style-type: none">1 除外申請書2 本人確認書類(個人番号カード(マイナンバーカード)、旅券、運転免許証、健康保険証等)
法定代理人	<ol style="list-style-type: none">1 申請書2 本人の本人確認書類(個人番号カード(マイナンバーカード)、旅券、運転免許証、健康保険証等)3 代理人の本人確認書類(個人番号カード(マイナンバーカード)、旅券、運転免許証、健康保険証等)4 同一世帯でない場合は、対象者本人との関係が分かる書類(戸籍謄本等)
法定代理人 以外の代理人	<ol style="list-style-type: none">1 除外申請書

(注意) 郵送の場合は、本人確認書類の写しを添付してください。

(注意) 個人番号カード（マイナンバーカード）は、顔写真のある面の写しを添付してください。

(注意) 運転免許証は、住所を変更している場合には、裏面の写しも添付してください。

様式ダウンロード

除外申請書	<u>ワード</u>	<u>PDF</u>
-------	------------	------------



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要です。Adobe Acrobat Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。

お問い合わせ

所属課局：総務課危機管理係

電話番号：096-237-1112